

関係資料

【平常時の準備】

- 1 建設候補地敷地概要調書
- 2 建設協力団体との協定

【初動／建設に向けた準備】

- 3 建設協力団体への建設可能戸数照会
- 4 市町の建設要望戸数の確認
- 5 建設戸数の決定通知
- 6 建設協力団体への建設協力要請
- 7 工事事業者との契約（リースの場合）
- 8 工事事業者との契約（買取の場合）
- 9 必要となる手続き

【建設工事】

- 10 応急仮設住宅工事監理・検査要領

【参考事例】

- 11 平成30年7月豪雨災害 図面
- 12 平成30年7月豪雨災害 事務フロー

敷地概要調書

市町名 :

項目	記載内容	調査方法の例
①基本情報		
番号／施設名		
地名地番	●●町●●番●●号	土地台帳、課税台帳
敷地面積	●●m ²	土地台帳、課税台帳、図上計測
想定建設戸数	●●戸（駐車場●●%確保） 6 坪(1(D)K)●戸, 9 坪(2(D)K)●戸 12 坪(3K)●戸	配置計画図の作成結果
想定利用者数	●●人	6 坪(1(D)K)●戸 × 1.5 人 9 坪(2(D)K)●戸 × 3.5 人 12 坪(3K)●戸 × 6 人
敷地概要図		

配置計画図の有無	有・無	配置計画図の作成結果
土地所有者名	国有地・県有地・市町村有地・民有地 (公有地の場合は管理部局も記載)	土地台帳、課税台帳
(民有地の場合)	名義/●● 協定書等の契約/有・無 契約条件/有償・無償 2年以上の使用/可・否/ 可の場合の借用期間 ●年	名義:課税台帳
(農地の場合) 転用手手続きの有無	要・不要	農業部局に確認
必要な施設	集会所/談話室/福祉仮設住宅/サポートセンター 受水槽/浄化槽/ゴミ置き場/その他()	機能や附帯施設の想定 関係課に確認
建設時に必要な手手続き	土壤汚染対策法/要・不要 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)/要・不要	関係課に確認

②周辺環境の状況

安全性	災害での被害想定区域	(洪水・内水・高潮・津波・火山等) 区域外・区域内(災害の種類)	ハザードマップ等の確認
	資材搬入経路	(幹線道路からの道路幅員) ●～●m	図上測定、現地確認
	土砂災害警戒区域の指定	指定有・指定無	指定区域図で確認
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	指定有・指定無	指定区域図で確認
	崖地の有無	(隣接地における崖地) 有・無	現地確認
	危険物	(ガスタンク・危険物倉庫等近隣にないか) 有・無	現地確認
住環境	悪臭、振動、騒音(鉄道・幹線道路)	良・悪	現地確認・環境部局等に確認
	日当たり	良・悪	現地確認
	夜間の敷地までの経路	(夜間街路灯の状況) 良・悪	現地確認
利便性	駅・バス停までの徒歩での所要時間	約●km ●●分	図上計測 80m=1分
	電車・バス	有・無 1日運行本数●本	時刻表等を確認
	医療施設	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	商店街・スーパー・マーケット	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	役所	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	公民館、郵便局、金融機関など	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	保育所	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	小学校	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	中学校	有・無 有の場合は●km	地図等で確認

		現況	建設時の対応	調査方法の例
③敷地の状況				
敷地 造成等	地盤の状況	土・芝生・アスファルト舗装 ・インターロッキング 工場跡地等の場合は、 地下埋設物がある可能性		現地確認 従前土地利用者へのヒア リング等
	木杭で対応できる 地盤か	対応可・対応不可		現地確認
	敷地の地盤強度	(埋立地でないか等) 良・悪		現地確認 近隣のボーリング調査等
	敷地境界	(ブロック、杭等で 明確になっているか) 明確・不明確		現地確認
	敷地の高低差	(法面・擁壁の状況) 有・無		現地確認
	前面道路と敷地と の高低差	●m		図上計測、現地確認
	敷地の排水状況 (雨水排水等)	良・悪		現地確認 近隣からの聞き取り
	積雪への対応	必要・不要		最近の積雪状況
	その他建築物 配置上考慮すべき 事項			
ライフ ライン	上水道	有・無		水道部局に確認 (管理者：) (供給者：)
	下水道	有・無		下水道部局に確認 (管理者：) (供給者：)
	(下水道が無い 場合) 浄化槽放流先	有・無		開発部局等に確認 (管理者：)
	ガス	有・無		ガス供給事業者に確認 (管理者：) (供給者：)
	LPG	LPG供給事業者の有・無		ガス供給事業者に確認 (管理者：) (供給者：)
	電気のための電柱	有・無 (ない場合) 電柱からの距離●m		電力会社に確認 (管理者：)

	最寄りの電柱番号●●		(供給者：)
高圧・低圧	高圧・低圧		
消防水利	消火栓・防火水槽 ・その他()・無 (ない場合)代替機能●●		消防署・防災部局に確認 現地確認 (管理者：) (供給者：)
電話・ テレビ	電話のための電柱	有・無 (ない場合) 電柱からの距離●m 最寄りの電柱番号●●	NTTに確認
	ケーブルテレビ	有・無	ケーブルテレビ事業者 に確認
	テレビ(地上デジタル)の受信状況	可・不可	近隣からの聞き取り
	テレビ(衛星放送)の受信状況	可・不可	近隣からの聞き取り
	難視聴地域	内・外	総務部局に確認

2 建設協力団体との協定

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設について、広島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木局住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成9年8月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成9年8月6日

甲 広島県

代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

東京俱楽部ビル

社団法人プレハブ建築協会

代表者 会長 辻 昇平

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、広島県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条（昭和22年法律第118号）第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木局住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し隨時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成25年5月15日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年5月15日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙 一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理 事 長 青木 宏之

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、広島県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことを行う。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木建築局住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し隨時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は令和 4 年 3 月 28 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 4 年 3 月 28 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2 番 15 号

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表者 代表理事 佐々木 信博

3

建設協力団体への建設可能戸数照会

年　月　日

協定団体の長 様

広島県土木建築局住宅課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)
(公印省略)

応急仮設住宅建設可能戸数について（照会）

年　月　日に発生した〇〇災害により、県内で災害救助法の適用が予定されます。

（　月　日に、県内で災害救助法が適用されました。）

そのため、応急仮設住宅の建設が必要と見込まれますので、別紙により応急仮設住宅の建設可能戸数について、　　月　　日までに回答してください。

担当 住宅企画グループ
電話 082-513-4164
FAX 082-223-3551
電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 〇〇)

年　月　日

広島県土木建築局住宅課長 様

一般社団法人 プレハブ建築協会会長

応急仮設住宅供給可能戸数について（回答）

年　月　日で依頼のことについて、次のとおり回答します。

（単位：戸）

住宅の種類		供給可能戸数				
工法	間取り	現有在庫	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
組立タイプ	1K 19.8 m ²					
	2K 29.7 m ²					
	3K 39.6 m ²					
ユニット タイプ	1K 19.8 m ²					
	2K 29.7 m ²					
	3K 39.6 m ²					

年　月　日

広島県土木建築局住宅課長 様

一般社団法人 全国木造建設事業協会理事長

応急仮設住宅供給可能戸数について（回答）

年　月　日で依頼のこのことについて、次のとおり回答します。

(単位：戸)

供給可能戸数					
間取り	現有在庫	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
1DK (m ²)					
2DK (m ²)					
3K (m ²)					

年 月 日

広島県知事様

○○市町長
(公印省略)

応急仮設住宅の建設要望調書（当初・変更・最終）

応急仮設住宅の建設を、次のとおり要望（変更要望）します。

当初 · 第回変更 · 最終				
市町名				
建設要望戸数	戸			
内訳※	1(D)K	2(D)K	3 K	その他()
	戸	戸	戸	戸
避難者数※	名			
住戸被害※	全壊	世帯		
	焼失	世帯		
	流出	世帯		
	全壊、焼失、流出合計	世帯		
	半壊	世帯		

※ は当初要望時は記入不要。

応急仮設住宅建設要望戸数総括表

年 月 日 現在

市町名	建設要 望戸数	避難者数	家屋被害状況				災害救助 法適用日
			全壊	焼失	流出	計	
広島市							
呉市							
竹原市							
三原市							
尾道市							
福山市							
府中市							
三次市							
庄原市							
大竹市							
東広島市							
廿日市市							
安芸高田市							
江田島市							
府中町							
海田町							
熊野町							
坂町							
安芸太田町							
北広島町							
大崎上島町							
世羅町							
神石高原町							

年 月 日

(市町)長様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
〔住宅課〕
(公印省略)

応急仮設住宅の建設について（通知）

このことについて、被災状況及び建設可能戸数等を勘案した上で、次のとおり応急仮設住宅の建設を決定しました。

地区名	所在地	建設戸数	型別内訳			共同施設
			1(D)K	2(D)K	3 K	

担当 住宅企画グループ
電話 082-513-4164
FAX 082-223-3551
電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 ○○)

6 建設協力団体への建設協力要請

年 月 日

一般社団法人プレハブ建築協会

会長 会長名 様

一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長 理事長名 様

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 代表理事名 様

広 島 県 知 事
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
住 宅 課

災害時における応急仮設住宅の建設について（要請）

年 月 日に発生した災害名により、広島県下で戸数戸の住宅が被害を受けました。特に市町名においては被害が甚大であり、戸数戸の住宅に被害が発生しております。そのうち、戸数戸が全壊という状況であり、年 月 日付けで市町名に対し、災害救助法の適用がなされたところです。

このため、本県は、平成 9 年 8 月 6 日（プレ協）、平成 25 年 5 月 15 日（全木協）、令和 4 年 3 月 28 日（ムービングハウス協会）に貴協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、貴協会に対して、次のとおり応急仮設住宅の住宅建設に関し、住宅建設業者の斡旋等の協力を要請します。

1 建設場所

2 戸数

3 規模

4 着工期日

担当 住宅企画グループ

電話 082-513-4164

FAX 082-223-3551

電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者 ○○）

応急仮設住宅賃貸借契約書

賃借人 _____ (以下「甲」という。) と賃貸人 _____ (以下「乙」という。)との間に

応急仮設住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 乙は甲に対して、別表1記載の応急仮設住宅一式（以下「賃貸借物件」という。）を貸与し、甲はこれを借り受け、乙に対し賃借料を支払うものとする。

2 乙は、甲が指定する別表1記載の所在地に前項の賃貸借物件を設置するものとする。

(用途指定)

第2条 甲は、賃貸借物件を応急仮設住宅の用に供しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 乙は、賃貸借物件を 年 月 日までに甲に引き渡すものとし、賃貸借期間は引渡しの日から 年 月 日までとする。

(賃借料及びその支払方法)

第4条 賃借料は総額 金 円（うち消費税 金 円）とし、甲は乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の適法な請求書を受理したときは、30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 賃借料総額には、解体及び原状に復する費用が含まれるものとする。その金額は、金 _____ 円（うち消費税 金 円）とする。

3 賃貸借物件は、応急仮設住宅として第3条記載の期間を使用するものとして賃借料を決めているため、賃貸借期間の短縮による賃借料の減額は生じないものとする。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金_____円（第4条第2項の解体及び現状に復する費用相当額以上の額）とする。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約保証金は、賃貸借物件の撤去及び原状復旧の完了後、乙の請求により返還する。

(管理義務)

第6条 甲は、賃貸借物件を使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、賃貸借物件の管理を当該市町に委託する際は、前項を周知するものとする。

(売却の制限等)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかんに問わず、甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利などを一切設定してはならない。

(譲渡の禁止)

第8条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第9条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(修繕義務)

第10条 甲は故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又はき損した場合には、遅滞なく自己の費用において復旧修繕しなければならない。

(修理費用の負担)

第11条 甲が善良なる管理者の注意をもって管理した場合、乙は賃貸借物件の修理又は、保存に要する費用を負担する。

(保険料)

第12条 乙は、賃貸借物件に対する賃貸借期間中の火災保険料を負担する。

(契約の解除)

第13条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(賃貸借物件の返還、撤去)

第14条 甲は、賃貸借期間終了日までに、賃貸借物件の返還、撤去を通知するものとし、乙は、乙の負担において甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

2 甲は契約期間終了前に、賃貸借物件を撤去する必要が生じた場合、乙にその旨を通知し、乙は甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合、又は第 12 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　賃借人

乙　賃貸人

別表 1

構造 1 軽量鉄骨造平屋建て（組立ハウス・ユニットハウス）

2 委細は別冊設計図書による。

建設地

所在 地	種 別	戸（棟）数
合 計		

8 工事事業者との契約（買取の場合）

応急仮設住宅売買契約書

1 契約金額 金円（うち消費税額 金円）

2 契約保証金 財務規則により免除

3 納入の方法 県の指示による

広島県を甲とし、○○株式会社を乙として、甲と乙は、次のとおり売買契約を締結した。

（物品の設置場所）

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面に基づき、別表記載のとおり応急仮設住宅一式（以下「物品等」という。）を設置しなければならない。

（検証）

第2条 乙は、物品等を設置後速やかに、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品等の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取り換え）

第3条 乙は、設置する物品等が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品等につき、その引渡しを受けるものとする。

（一般的損害）

第5条 物品等の設置前に生じた損害その他設置に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。

（第三者におよぼした損害）

第6条 設置に伴い第三者に損害をおよぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 設置に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち設置に伴い乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

3 前2項の場合、その他設置に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（瑕疵担保）

第7条 乙は、納入した物品等で、隠れた瑕疵があるときは、この契約を履行した日から1年間、無償で手直しし、補強又は取り換えなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(代金の支払等)

第9条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払い請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りではない。

(分納)

第10条 乙は、甲の請求があったときは、物品等の数量を分割して設置するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割設置したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を設置することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(3) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、前項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

3 第1項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(契約の変更)

第13条 甲及び乙は、本契約に変更が生じた場合、契約内容の変更を申し出ることができる。

(協議)

第14条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年　月　日

甲　広島県

　　代表者　広島県知事　湯崎英彦

乙　〇〇市〇〇町〇番地

　　〇〇株式会社

　　代表者　代表取締役

別表

納入場所	戸数	納入期限	備考

- 形質変更する面積が 3,000 m²以上の場合、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく手続きが必要となる。(建設型応急住宅であっても、土壤汚染対策法第4条第1項第三号の適用除外は適用されない。)

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書																
年　　月　　日																
広島県	厚生環境事務所長 様	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名														
		届出者														
		印														
<p>土壤汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の とおり届け出ます。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更の着手予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合</td> <td>工場又は事業場の 名称</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更</td> <td>有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称</td> </tr> <tr> <td>有害物質使用特定 施設の種類</td> </tr> </table>			土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		土地の形質の変更の場所		土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		土地の形質の変更の着手予定日		法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合	工場又は事業場の 名称	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	有害物質使用特定 施設の種類
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地																
土地の形質の変更の場所																
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ																
土地の形質の変更の着手予定日																
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合	工場又は事業場の 名称															
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地															
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称															
	有害物質使用特定 施設の種類															

をする場合	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

○ 次に該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届け出が必要となる。

- ・建築物の解体工事：床面積の合計が80m²以上
- ・建築物の新築・増築工事：床面積の合計が500m²以上

※以下の様式は令和3年4月時点のものです。使用時は最新のものをご使用ください。

<p>(様式第一号)</p> <p style="text-align: center;">届出書</p> <p>建設事務所長 市区町村長 様</p> <p>フリガナ 発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ (郵便番号 - -) 電話番号 - - -</p> <p>住所 (転居予定先) (郵便番号 - -) 電話番号 - - -</p> <p>住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事の概要</p> <p>①工事の名称 _____</p> <p>②工事の場所 _____</p> <p>③工事の種類及び規模</p> <p>□建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²</p> <p>□建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²</p> <p>□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円</p> <p>□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円</p> <p>④請負・自主施工の別: □請負 □自主施工</p> <p>2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)</p> <p>フリガナ ①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ (郵便番号 - -) 電話番号 - - -</p> <p>②住所 _____</p> <p>③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 _____ □大臣□知事(- - -) _____ 号 (_____ 工事業) 主任技術者(監理技術者)氏名 _____ □解体工事業の場合 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号 技術管理者氏名 _____</p> <p>3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>4. 分別解体等の計画等</p> <p>建築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3 により記載すること。</p> <p>5. 工程の概要</p> <p>(工事着手予定日) 令和 年 月 日 (工事完了予定日) 令和 年 月 日 (できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 (注意)</p> <p>1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。</p>	<p>(A4)</p>
--	-------------

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨・鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に に関する調 査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
建築物 に関する 調査の 結果及 び工事 着手前に 実施する 措置の 内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
	フロン(フロン排出抑制法)	□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無		
その他				
工程ごと の作業 内容 及び 解体 方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物 発生見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		□アスファルト・コンク	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		□建設発生木	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 ____ 年、棟数 ____ 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 ____ m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 ____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根		屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑥その他()		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

応急仮設住宅工事監理・検査要領

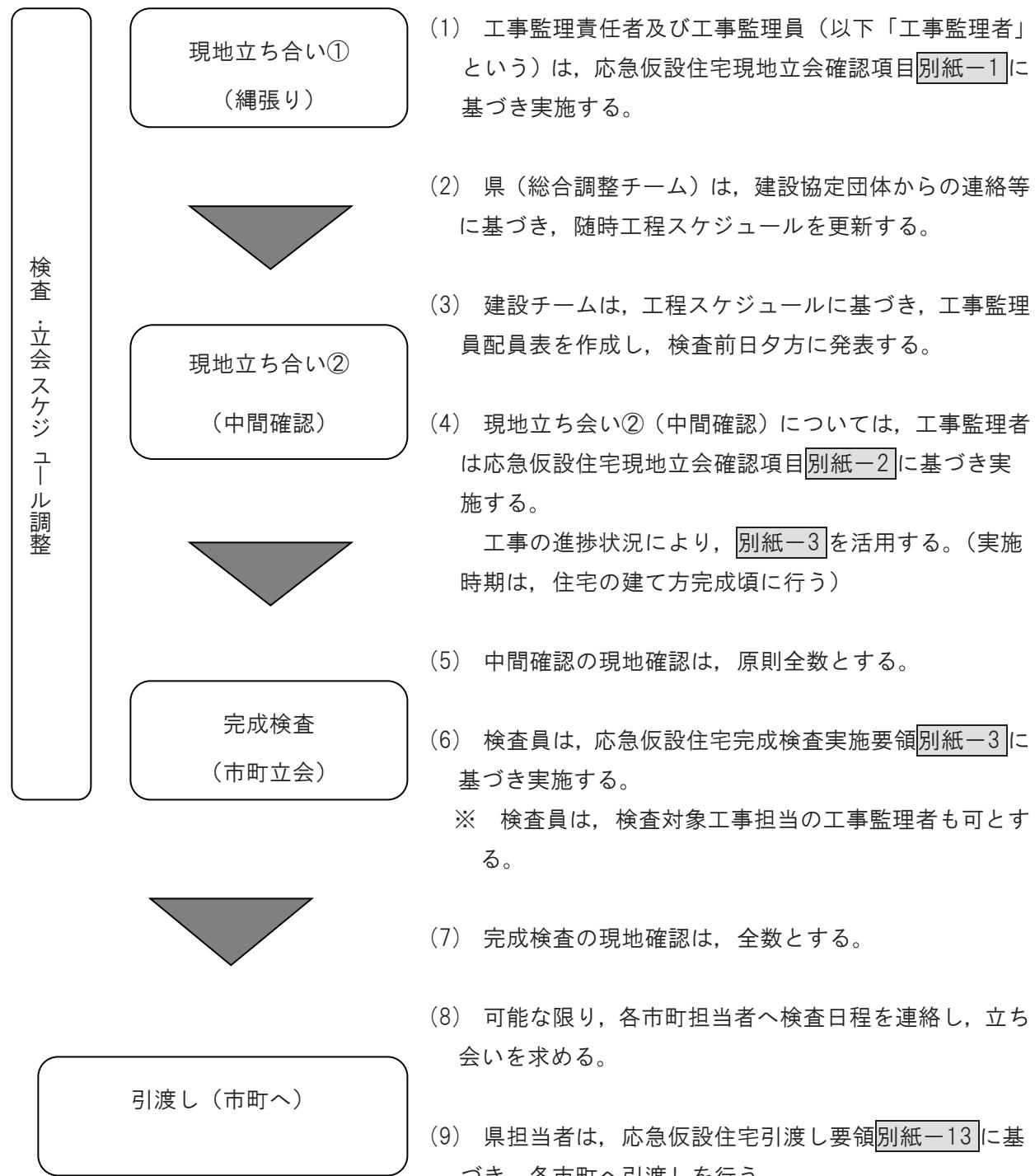
平成 25 年 1 月 策定

令和 3 年 3 月 改正

広島県土木建築局住宅課

応急仮設住宅工事監理・検査の流れ

《工事監理フロー》



別紙リスト

※ 【】内は作成担当

- 別紙-1 現地立ち会い①（縄張り）確認項目一覧表【県】
- 別紙-2 現地立ち会い②（中間確認）確認項目一覧表【県】
- 別紙-3 応急仮設住宅完成検査実施要領
- 別紙-4 完成検査チェック表①（書類確認）【県】
 - 〃 完成検査チェック表②（住戸内部）【県】
 - 〃 完成検査チェック表③（住戸外部）【県】
 - 〃 完成検査チェック表④（外構）【県】
 - 〃 完成検査チェック表⑤（その他）【県】
- 別紙-5 応急仮設住宅検査調書【県】
- 別紙-6 指示及び手直し完了確認書【施工業者】
- 別紙-7 物件検査調書【県】
- 別紙-8 応急仮設住宅引渡し要領
- 別紙-9 引渡し関係図書【施工業者】
- 別紙-10 鍵等引渡し書【施工業者】
- 別紙-11 応急仮設住宅現地引渡しシート【施工業者】
- 別紙-12 竣工図書リスト【施工業者】
- 別紙-13 打合せ事項記録票
- 別紙-14 工事記録（業務打合せ記録・工事指示）
- 別紙-15 衛生設備の完成検査について（依頼）
- 別紙-16 応急仮設住宅建設工事写真撮影要領
- 別紙-17 工程スケジュール表

現地立ち合い①（縄張り）確認項目一覧表

確 認 日			
地 区 名		施 工 業 者 名	
所 在 地		棟 数	戸 数
工事監理 責 任 者	印	工 事 監 理 員	印・サイン

	確認内容	良・否 良:○, 否:×	指示事項
1	基準点は図面通りか		
2	基準点から建物位置の確認 (目視及び計測確認)		
3	境界からの離隔の確認		
4	住棟寸法は図面通りか (1棟の住戸タイプの寸法確認)		
5	住棟数は図面通りか		
6	住棟間隔は図面通りか		
7	敷地状況は適切か		
8	鋤取り・碎石は必要か（碎石が標準厚100以上必要な場合の理由は適切か）		
9	埋設管・樹木・電線等の障害の確認		
10	給水・污水・雨水勾配は適切か? (給水引き込み位置, 公共樹位置確認, 引き込み柱位置確認等)		
11	駐車場配置は図面通りか		
12	集会所・受水槽・浄化槽・ゴミ置き場等施設の位置は図面通りか		
13	その他		

現地立ち合い②（中間確認）確認項目一覧表

確 認 日			
地 区 名		施 工 業 者 名	
所 在 地		棟 数	戸 数
工事監理 責任者	印	工 事 監 理 員	印・サイン

	確認内容	良・否 良:○, 否:×	指示事項
1	基礎：松杭の打設状況		
2	基礎：ブロックの設置状況		
3	土台の水平確認, F L の確認 (水平器による確認等)		
4	鉄骨・外壁の垂直確認, 基礎杭との固定確認		
5	住戸タイプは図面通りか, スパン割は図面通りか		
6	住戸数は図面通りか		
7	住戸界壁は適切か? (両面張, 小屋裏の処理等)		
8	床, 壁, 天井パネルの仕様は適切か? (グラスウール厚 天井:100mm, 壁・床:50mm)		
9	再利用品の品質は適切か? (大引きの鏽等)		
10	管類の凍結防止対策 (保温材等) は適切か?		
11	ケーブル被覆に損傷等はないか?		
12	排水管の勾配は適切か? (床下等)		
13	浴室の接地等の処理は適切か? (ユニットバスの接地, 照明器具の接地 ケーブルの接地線が断熱材等に接触しない)		
14	その他		

応急仮設住宅完成検査実施要領

1 書類確認

検査員は、「完成検査チェック表」**別紙-4**に基づき、書類検査を行う。

2 実地検査

- (1) 検査員は、「完成検査チェック表」**別紙-4**に基づき、実地検査を行う。
- (2) 実地検査は、全数検査(検査対象)を原則~~※~~とする。
※ 各棟1住戸以上検査するものとする。また全住戸タイプ検査する。
- (3) 実地検査完了後**合格**の場合は、「応急仮設住宅検査調書」**別紙-5**(「完成検査チェック表」を添付)を作成し、工事監理責任者(県担当者)に提出する。
- (4) 実地検査において**不合格**の場合は、3手直し等工事の指示及び処理方法に基づき、完成させることとする。

3 手直し等工事の指示及び処理方法

(1) 手直し等工事の指示

検査員は、第1回目の検査時において手直し工事、未済工事等があった場合は、その内容及び処理方法について「指示及び手直し等工事完了報告書」**別紙-6**に整理し、指示する。

(2) 手直し等工事の確認日の決定

検査員は、施工業者と調整し手直し等工事の確認日(以下「確認日」という)を決定する。

(3) 「指示及び手直し等工事完了報告書」**別紙-6**への記載

- ア 施工業者は手直しが完了したことを自ら確認し「手直し完了日・印」欄に記載する。
- イ 検査員は、手直し等工事の完了を確認した日を「確認日」に記載する。
- ウ 検査員の手直し等工事の確認は、現地で書類確認及び現場確認を行うことを原則とする。
ただし、第1回目の検査時に重要な未済工事や大きな手直し工事がない場合等、現場確認の必要性がないと判断される場合は、書類又は写真確認のみとすることができる。

(4) 「応急仮設住宅検査調書」**別紙-5**の作成

手直し等工事の確認を行った検査員は、「応急仮設住宅検査調書」を作成し、工事検査責任者に提出する。(「完成検査チェック表」、「指示及び手直し等工事完了報告書」)

4 物件検査調書の作成

工事検査責任者は、「応急仮設住宅検査調書」**別紙-5**に基づき、「物件検査調書」**別紙-8**を作成する。

完成検査チェック表①（書類確認）

別紙一4

番号	No.	地区名	地区		
所在地			施工業者		現場代理人
検査	建設事業者検査	検査日	.	検査員	
	県検査	検査日	.	検査員	

事項	内 容	建設事業者検査 良:○, 否:×	県検査 良:○, 否:×	指示事項
1 竣工図	引渡し関係図書別紙一9 位置図・配置図・平面図・立面図・断面図・断面詳細図・各部詳細図・仕上げ表・配管図・外構図・機器リスト・使用材料一覧（界壁・断熱材・合板（F★★★★）等）他			
2 工事写真	着工・中間・完成の全景			
3 試験等報告書	シックハウス検査（団地ごとに1か所）※ 水圧・通水試験・排水導通試験・気密試験・水質試験・接地抵抗値測定表・分電盤絶縁抵抗測定表・TV端子出力電圧測定表・ガス供給検査			
4 引渡し関係書類	応急仮設住宅現地引渡しシート別紙一11・鍵等引渡し書別紙一10			
5 取扱説明書	設備機器等の取扱説明書一式（全住戸毎）。※一覧表を工事施工者が作成。（エアコン・コンロ・ユニットバス・給湯器・漏電ブレーカー等）			

※ パッシブ法（8時間以上）、又はアクティブ法（吸引方式）により実施する。

完成検査チェック表②（住戸内部）

番号	No.	地区名	地区												
所在地				施工業者				現場代理人							
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員										
	県検査	検査日	.	.	検査員										

工種	項目	内 容	建設事業者検査				県検査				指示事項	
			良：○、否：×				良：○、否：×					
			部屋番号	1	2	3	4	5	6	7	8	
建築	住戸界壁	両面張り、小屋裏まで										
	床高、天井高											
	建具の開閉	内外建具の開閉動作確認、アコードィオンカーテン吊元の強度・位置										
	網戸	サランネット網戸付										
	カーテンレール	ダブル										
	カーテン	遮光カーテン及びレースカーテン										
	補助手摺	玄関（内側）、浴槽、浴室外部、トイレに手摺										
	流し台	流し台(6型;750, 9・12型;1,050) コンロ前壁の仕様(ケイカル板又はフレキシブルボード等) 吊戸棚H=1,450										
	天井パネル	寒冷地仕様(グラスウール100mm相当)										
	壁・床パネル	寒冷地仕様(グラスウール50mm相当)										
機械	付け鴨居											
	天井	天井目貼りテープ										
	ユニットバス	照明、換気扇、給水、給湯、排水 手摺位置 入口またぎ高さ180mm以下 換気状態(吸込み、動作音) 洗面器の取付状態(ガタつき等) 排水トラップの漏水										
	衛生器具	便器、ロータンク、接続状態、鎖長さ 加圧通水検査(洗浄管の漏水) 便器紙巻器の状態確認										
	洗濯機置場	防水パンの取付け状態 防水コンセント(アース付) 取付ジョイント部の漏水 給水、水栓取り付け位置・高さ 封水処理の施工										
	給湯器	ダイレクト着火・消火の作業 接地(アース) 給湯器リモコンの設置・動作確認										
	換気	換気扇の作動、壁貫通部穴あけの仕舞い										
	給水栓、混合栓	給水栓、混合栓の取り付け、通水検査 壁貫通部穴あけの仕舞い										
	トラップ	トラップの有無、漏水 ジャバラホースの長さ調整(2重トラップ) 底板穴あけの仕舞い										
	エアコン	室内機の取付け状態、運転作動状態、冷媒配管、ドレン排水管の設置状況										
	コンロ	取り付け状態(ゴム管の長さ)、着火確認										

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表②（住戸内部）

番号	No.	地区名	地区										
所在地			施工業者										
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員								
	県検査	検査日	.	.	検査員								

工種	項目	内 容	建設事業者検査 良：○、否：×								県検査 良：○、否：×								指示事項	
			部屋番号								部屋番号									
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8		
電気	コンセント	接地端子付(エアコン, 冷蔵庫, 洗濯機, 電子レンジ), 2口コンセント(各部屋), ガタツキがないこと, 通電, 接地(接地端子付)されていること 換気扇プラグは抜き差しできること, 換気扇設置位置	
	スイッチ	照明器具, 浴室, トイレ換気扇に設置されている ガタツキがないこと, スイッチの誤結線がない 設置高さ(原則 FL+1300)	
	照明器具	照明器具のガタツキがないこと, 点灯確認(器具プラスイッチ及び 壁スイッチ), スイッチの結線, ガタツキがない こと	
	シーリングロー ゼット	ガタツキがないこと 造営材貫通部のVAケーブルは保護されている	
	テレビ端子	プラグがあること 地上デジタル放送の画像確認(テレビ端子出力電圧・画像評価書類確認) ※現地において, 以下を1か所以上で確認 ・受信者端子における信号レベル 53dB μ V以上 ・ビット誤り率(BER) 2×10^{-4} 以下	
	分電盤	主幹ELB+分岐6回路となっている 分電盤の電線接続部の増締め(ゆるみがないこと) 接続電圧, 漏電ブレーカーのテストボタン動作台所専用コンセント確認 絶縁抵抗100MΩ以上6回路一括	
	住宅用火災警報器	電池式煙感知器の設置(全居室及び台所) 天井設置は壁から60cm, 壁付けの場合は天井から15cm以上50cm以内に設置 取付け状態(ガタツキ確認) 釦又は引き紐による動作確認	
	浴室	ユニットバスの設置, 照明器具の設置, ケーブルの接地線が断熱材等に接触しない	

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表③（住戸外部）

番号	No.	地区名	地区											
所在地			施工業者											
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員		現場代理人							
	県検査	検査日	.	.	検査員									

工種	項目	内 容	建設事業者検査 良：○、否：×								県検査 良：○、否：×								指示事項	
			部屋番号								部屋番号									
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8		
建築	外装材	外壁パネルは新品																		
	玄関扉	引き違いまたは片引きアルミサッシ 上部型ガラス																		
	玄関庇	設置確認																		
	風除室	踏み台の蹴上・踏面寸法、支持材 引き違いまたは片引きアルミサッシ（透明） 網戸付き																		
	物干金物	居間建具上部(原則 FL+1,600)																		
	棟番号	設置確認																		
	室名札	設置確認																		
	郵便受け	設置確認																		
	プレース	プレースの固定状況																		
	耐風養生	鋼製ワイヤーカバー付き(4間毎)																		
機械	フード、 ベンドキャップ	取付部周囲の雨仕舞い(シーリング)																		
	外部露出管	防凍被覆、支持金具固定 給水管立ち上がり部に凍結防止ヒーター設置 不凍水抜栓の設置																		
	エアコン室外機	室外機の設置(固定状態)、運転作動確認、 冷媒配管、ドレン排水管の設置状況、放流先																		
	水道メーター	据付状態、ジョイント部の漏水																		
	ガスポンベ	転倒防止鎖設置状態																		
	ガスマーター	給湯器、ガスマーターまわりの配管の支持																		
	給湯器	凍結防止ヒーター																		
	試験	通水・気密試験、給湯器の点火試験、 残留塩素の測定																		
	小屋裏換気扇	設置確認、動作確認																		

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表③（住戸外部）

番号	No.	地区名	地区								
所在地			施工業者						現場代理人		
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員						
	県検査	検査日	.	.	検査員						

工種	項目	内 容	建設事業者検査 良：○、否：×								県検査 良：○、否：×								指示事項	
			部屋番号								部屋番号									
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8		
電気	電力・電話等	引込み線支持金具の強度、高さ(3.5m以上) 引き込み取り付け点高さ(2.5m以上、車両通行箇所は4.0m以上) 電線接続部保護方法、雨水の水切り処理、 屋外露出配線の支持、 配線の外壁貫通部の浸水処理、 幹線及び分岐ケーブルのサイズ (内規規定に合致、後日計算書確認) 接地工事 100Ω以下とする																		
	テレビブースタ	ブースター電源は定額引き込み 増幅器箱体に接地されている 造営材との接続部が保護されていること ケーブルに無理な曲がりがないこと																		
	外部コンセント	2口で接地端子付の防水コンセントが1ヶ所設置されている 配線が金属製の外壁材に接触していないこと 通電されていること																		
	アンテナ	各棟1基のアンテナ(UHF)が設置されていること アンテナ支線が取れていること																		
	入口灯	設置確認																		
	防犯灯	1棟2基の防犯灯の設置確認(位置・向き等) 絶縁抵抗 1MΩ、接地抵抗 100MΩ (書類確認)																		

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表④（外構）

番号	No.	地区名	地区										
所在地			施工業者	現場代理人									
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員								
	県検査	検査日	.	.	検査員								

工種	項目	内 容	建設事業者検査 良：○、否：×								県検査 良：○、否：×								指示事項	
			部屋番号								部屋番号									
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8		
土木	消火器	直接歩行距離 20m 以内ごとに設置																		
	汚水、雑排水	汚水、雑排水の排水処理方法 一次引き込み接続状況（インバート、管口）																		
	会所	会所の天端高さ																		
	インバート	インバートの施工状況(塩ビ製汚水栓も可)																		
	排水勾配	勾配が確保されているか鏡等で確認 ※検査道具を準備すること																		
	マンホール	中耐荷重 6 トン以上 ※駐車場の樹脂栓は、耐荷重仕様とする。																		
	ポンプ	排水ポンプの接続、作動確認																		
	浄化槽	接続、作動確認																		
	雨水排水	雨水栓、外部への接続確認 栓と栓が管で接続されているか 栓の底部は砂利敷きか 汚水、雨水の誤接合がないか																		
	上水	上水の引き込み方法 一次引き込み接続部																		
	受水槽	接続部、満水確認、漏水 ※防虫網の取付け																		
	整地	埋設管敷設後の整地 道路・通路等の整地、仕上げ仕様の確認																		
	団地案内板	団地案内板の設置																		
	ゴミ置き場	設置位置確認、大きさ確認																		
	駐車場	1 台あたりのスペース確認、台数確認、仕上げ仕様確認、急勾配でないこと、水溜りができるないこと																		
	街路灯	設置位置確認、仕様の確認																		
	電力・電話等	電力・電話等の架空																		

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表⑤（その他）

別紙一4

番号	No.	地区名	地区						
所在地			施工業者						
検査	建設事業者検査	検査日	.	.	検査員				
	県検査	検査日	.	.	検査員				

工種	項目	内 容	建設事業者検査								県検査								指示事項	
			良：○、否：×								良：○、否：×									
			部屋番号								部屋番号									
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8		
	共用電源の名義	共用電源の名義																		
	共用施設 (談話室, 集会所)	設置位置の確認 施設規模の確認 内部仕様の確認 外部仕様の確認 (集会所には身障者用トイレの設置確認)																		

※項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

応急仮設住宅検査調書（再検査 有・無 ※再検査の場合○）

地 区 名		棟 数		戸 数	
所 在 地					
施工業者名		責 任 者 名			

上記の物件について検査したところ、 適格と認めます。	検査年月日※	年 月 日
	工事検査責任者(県担当者)	
	氏 名	印
	検査員	
	氏 名	
氏 名		
氏 名		

※ 手直し事項があった場合は、最終手直し完了確認日。

指示及び手直し完了確認書

番号	No.	地区名	地区	
所在地		施工業者		現場代理人
検査員				

項目	内容及び処理方法	手直し予定日	手直し完了日印※1	確認日※2	備考

※1 手直し完了日の確認者員は、施工業者責任者

※2 確認日は検査員が手直し完了を確認した日

物件検査調書

契約の相手方			
住所		履行場所	
氏名			
契約金額		履行期限 年 月 日	
品 目	建設箇 所	戸 数	検査年月日
組立ハウス 一式	(建設次数及び建設住棟番号を記載)		年 月 日
検査所見			
<p>上記の物件について検査したところ適格と認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p>広島県土木建築局営繕課</p> <p>工事検査責任者 印</p>			

応急仮設住宅引渡し要領

1 市町への引渡し

引渡しは、県担当者が施工業者及び市町担当者に立会いを求め現地にて行う。

2 引渡し図書

引渡し図書は別紙一9を標準とし、施工業者が作成・整理し、県担当者が確認の上、市町担当者へ引渡す。

3 鍵引渡し

各戸の鍵を施工業者⇒広島県⇒市町担当者に引渡し、「鍵引渡し書」別紙一10に受領印を受ける。

4 水道、電気等のインフラ施設

引渡し時に水道、電気等のインフラが使用不能の場合は、その旨を市町担当者に事前に伝えると共に水栓、分電盤等に表示をする。

※施工業者⇒広島県⇒各市町への引き渡し等の文言を以下の通り定義している。

施工業者⇒（引渡し）⇒広島県⇒（引渡し）⇒各市町

引渡し関係図書

管理市町	地区名	所在地		
○○○	○○○	○○○		
提出図書	作成者	保管者		サイズ
		県	市町	
1 鍵引渡し書 別紙-10	施工業者	原本	写し	A4 ファイルに製本
2 応急仮設住宅現地引渡しシート 別紙-11	施工業者	1部	1部	全て A4
3 物件検査調書別紙-8 (完成検査チェック表別紙-4を添付)	県	1部	1部	A4 ファイルに製本
4 竣工図書リスト 別紙-12	施工業者	原本	写し	全て A4
5 工事竣工図書（製作したものの焼図） <ul style="list-style-type: none"> ① 位置図 (1/2500 程度) ② 配置図 (屋外付帯図を兼ねたもの) ③ 外構図 (敷地断面図等を含む) ④ 現況復旧図 ⑤ 平面図 ⑥ 立面図 ⑦ 断面図, 断面詳細図 (矩計図等) ⑧ 各部詳細図 (流し台, 吊戸棚, ユニットバス, 換気扇等) ⑨ 仕上げ表 ⑩ 設備 (電気・給排水・ガス) 各戸平面図 ⑪ 設備 (電気・給排水・雨水・ガス) 屋外平面図 ⑫ 使用材料一覧 (界壁・断熱材・合板類等) 	施工業者	1部	1部	A4 ファイルに製本 <ファイル共通事項 > ・ 地区名 ・ 施工業者名
6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事写真 (別添 参考) <ul style="list-style-type: none"> ア 着工・中間・完成時の全景 イ 見隠れ部となる界壁・断熱材等 ② 各種試験等報告書 ③ 設備機器等取扱説明書 ④ 各種申請書 (電力, 上下水申請, その他) ⑤ 協議記録 施工業者独自で市, 水道及び消防等と協議した記録 	施工業者	1部	1部	A4 ファイルに製本
7 電子データ <ul style="list-style-type: none"> ① 上記 5 の工事竣工図書 (PDF 形式) ② 上記 6(1)の工事写真 (JPEG 形式) 及びアルバム (任意形式) 	施工業者	1枚	1枚	
				CD-ROM

注：必要に応じて加除する。

鍵引渡し書

市町	地区名	所在地

	住戸番号	玄関鍵番号	メカ-名	本数 (〇本)		住戸番号	玄関鍵番号	メカ-名	本数 (〇本)
1	号室				16	号室			
2	号室				17	号室			
3	号室				18	号室			
4	号室				19	号室			
5	号室				20	号室			
6	号室				21	号室			
7	号室				22	号室			
8	号室				23	号室			
9	号室				24	号室			
10	号室				25	号室			
11	号室				26	号室			
12	号室				27	号室			
13	号室				28	号室			
14	号室				29	号室			
15	号室				30	号室			

共用部の鍵

集会所(玄関)	(〇本)	倉庫(入口)	(〇本)
---------	------	--------	------

工具等

1	マンホール蓋開け(1組)	2	
---	--------------	---	--

※本数を記載すること。その他、設備機器等に関する鍵がある場合には、追記すること。

上記の鍵を引渡し、受領しました。

年　月　日

受領者（市町担当者）印

引渡者（県担当者）印

年　月　日

受領者（県担当者）印

引渡者（施工業者責任者）印

応急仮設住宅現地引渡しシート

年 月 日

地区名		県担当者		TEL
所在地		市町部署 担当者名		TEL
建設戸数		施工業者名		
		現場代理人名		TEL

完成日	構 造	棟 数	戸 数	備考
	・連棟式			
	・二戸一			

緊急連絡先 (土・日・祝日又は 日中・夜間で異なる 場合は全て記載す ること)	業種	業者名	担当者名	連絡先
	建築関係			
	電気関係			
	水道関係			
	ガス関係			

引渡し時点の インフラ供給 可能日	電気	・可能 (該当に○) ・不可	使用可能予定日 それまでの対応	年 月 日
	電話	・可能 (該当に○) ・不可	接続完了予定日 それまでの対応	年 月 日
	生活排水接続	・完了 (該当に○) ・未完	接続完了予定日 それまでの対応	年 月 日
	水道 (受水槽)	・可能 (該当に○) ・不可	給水可能予定日 それまでの対応	年 月 日
	汚水 (浄化槽)	・可能 (該当に○) ・不可	接続可能予定日 それまでの対応	年 月 日

その他特記事 項				

※引渡し単位毎に作成する。

年 月 日

竣工図書リスト

施工業者名

住 所

代 表 者 印

件名・戸数 _____ 戸

工事場所 _____

標記工事に関する竣工図書は、別紙「引渡し関係図書」のとおりです。

打合せ事項記録票

工事記録

(業務打合せ記録・工事指示書)

この記録には、細則に定められた工事経過について、重要事項をその都度記入する。

打合せ事項については、必要に応じて現場代理人の承認をとるものとする。

年　月　日

施工業者様

衛生設備の完成検査について（依頼）

完成検査（手直し確認検査で通水試験を行う場合を含む）を効率よく行うため、次の事項について完成検査実施時の対応をお願いします。

1 完成検査の前に配管通水の上、配管及び器具の漏水について請負者自ら事前検査を実施すること。

特に台所流しトラップ上部接続部からの漏水（流しメーカー施工）、及びロータンク内部金物調整の鎖の長さ調整（ユニットバスメーカー施工）について、確実に行うこと。

2 完成検査の実施時には、台所シンク内、手洗い器、ユニットバスには全て水を充水すること。但し、供給管断水の場合にはこの限りでない。

3 完成検査の実施時には、メーターボックスのふた及び建物第一構のふたは開けておくこと。

1 撮影計画

工事請負者は、工事の内容及び撮影の目的を理解している撮影記録員を定める。

2 撮影対象、内容及び枚数

撮影する対象、内容及び箇所は(別紙)を標準とするが現場の状況に応じて撮影する。

3 撮影方法

- (1) 写真は時期を失しないように、かつ、撮影内容が明確に確認できるよう撮影する。
- (2) 境界及び棟間隔等、寸法の確認が必要なときは、添尺等を付ける。なお、撮影時には【図一1】を標準とする写真撮影黒板を添えることとする。

4 写真の点検、整理等

- (1) 写真は、対象に応じ共通事項と棟別事項等別に分類して整理する。
- (2) 写真は、全てアルバムに整理し、表紙は「
」のほか、地区名、工期、
請負者名、現場代理人名を明記する。アルバムは【図一2】を標準とする。
- (3) 写真は、デジタルカメラ撮影とし、撮影内容が明確に確認できるようカラープリントしたもの
をアルバムに使用する。
参考基準（総画素数80万画素以上、記録画素数640×480以上、ファイル形式J P E G、圧
縮率1/10～圧縮率1/10程度）
- (4) 撮影内容の確認が写真に説明等を添える事が有効な場合は、アルバムの余白に説明を添える。
- (5) 写真プリントアウトは、カラーのサービスサイズとする。

5 提出時期及び提出部数

- (1) 県、市担当者及び検査員が提示を求めたときは、速やかにこれに応じる。
- (2) 工事完成後、2部を提出する。
- (3) 写真(jpeg)、アルバム(任意形式)に係る電子データをC D - R O M等別途保存できる状態にし、
アルバムと共に2部を提出する。

【図一1】 写真撮影用黒板（各メーカーの仕様でも可）

地区名		請負者	
撮影年月日		棟番号	
撮影場所			
撮影内容			
撮影者			

450

【図-2】 アルバムの表紙等（A4サイズ）

表 紙	
工事写真 (No.)	
年度	
工 事 写 真	
地区名	地区名
工事名	工事名
工 期	
請負者	
工事監理者	

台 紙	
工事施工前・竣工写真	
	
年 月 日 工事概要	
	
年 月 日 工事概要	
メモ欄	

(別紙)

応急仮設住宅建設工事写真撮影箇所（案）

	撮影対象	頻度	確認内容
建築	1 繩張り	各棟全景	繩張り状況
	2 基礎	各棟 1 箇所程度	松杭打設状況, FL の確認
	3 鉄骨建方	同上	建て方終了時の全景, ブレースの確認
	4 屋根防水	同上 ※	下地材, 屋根葺材の固定状況
	5 木工事	同上 ※	床組下地材の割り付状況。設備, 器具取付け用下地補強等の状況
	6 壁下地	同上 ※	断熱材の施工状況, 器具取付け用下地補強等の状況
	7 建具, 仕上げ	各棟全景	建具有無, 仕上げ状況
	8 屋外附帯	各棟全景	
機械設備	1 給水設備	各棟 1 箇所程度 ※	配管・保温, 器具取付状況。屋外本管分岐, 配管・埋設状況
	2 排水設備	同上 ※	配管, 器具取付状況。屋外配管, 構接続状況
	3 給湯設備	同上 ※	配管・保温, 熱源取付状況
	4 換気扇	同上 ※	ダクト配管, 機器全系統
電気設備	電灯設備	各棟 1 箇所程度※	幹線, 住戸内の配線状況。配線器具及び照明器具の設置状況
	TV 共聴設備	施工の確認 同上 ※	幹線, 住戸内の配線状況
	受信位置の確定	同上 ※	敷地状況（宅盤のレベル差）により数箇所行う
	住宅用火災警報器	同上	設置状況
その他	舗装	同上 ※	路盤

※ 撮影箇所は、現地で施工する部分で、仕上げなどで隠蔽される代表的な施工事例とする。

(別紙) 工程スケジュール表

別紙-17

広島県応急仮設住宅建設マニュアル

平成 25 (2013) 年 1 月策定

令和 5 (2023) 年 2 月改正

広島県 (健康危機管理課・住宅課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-4164 (ダイヤルイン)

FAX 082-223-3551

E-mail dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp